

1. 件名

三菱原子燃料（株）における安全性向上評価に関する面談

2. 日時

令和5年11月21日（火）16時00分～17時30分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

猪俣安全管理調査官、古作企画調査官、大橋上席安全審査官、
中野上席安全審査官、大岡主任安全審査官、野村主任安全審査官、
藤原主任安全審査官、内海安全審査官、青木安全審査専門職、
鈴木安全審査専門職、横山原子力規制専門員

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部 部長 他3名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

環境安全部 担当課長 他1名

原子燃料工業株式会社

東海事業所 環境安全部長 他1名

熊取事業所 保安・防災グループ長 他4名

日本原燃株式会社

安全・品質本部 副本部長 他2名

5. 要旨

○三菱原子燃料株式会社（以下「三菱原子燃料」という。）から、安全性向上評価の届出に係る記載内容の考え方について、配布資料に基づき相談があった。

なお、他のウラン加工事業者も含めて安全性向上評価に係る取組の情報共有を行った。

○原子力規制庁から、主に以下のとおり伝えた。

- ・第1章の構築物、系統及び機器の記載については、単に事業許可を受けた内容を記載するだけではなく、「加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド」の第2章1～3に記載のとおり、許可を受けている内容並びに設工認を受け又は届出が行われている設計及び工事の計画の内容を基本とし、安全性向上評価の評価時点における施設の状態について記載するものである。なお、その記載の程度については、実用炉で届け出られた内容及び日本原燃株式会社の濃縮

施設を対象に行われている事業変更許可申請書の記載事項の整理等を参考に検討し、考え方を整理すること。

- ・資料中、第1章において取り消し線で削除されている項目があるが、当該箇所に記載が不要ということではなく、届出評価時点の許認可を受けた情報を記載するものである。

○三菱原子燃料から、承知した旨の回答があった。

6. 配布資料

資料：MSR-23-023 安全性向上評価書 目次及び記載内容

以上